

三

閣議決定 済
十二月
十三日付

労甲第二一號

案起
昭和三年十二月十日
閣議決定昭和三年十二月十三日
上奏昭和三年十二月十三日
施行昭和三年十二月十三日
公布昭和三年十二月十三日

内閣總理大臣

内閣官房長官

内閣事務官

内閣官房次長

外務大臣	文部大臣	運輸大臣	西尾 國務大臣
内務大臣	厚生大臣	通信大臣	和田 國務大臣
大藏大臣	農林大臣	勞務大臣	林 國務大臣
司法大臣	商工大臣	貴族院議長	世森 國務大臣

別紙

一般職種別賃金決定方法に關す

竹田 國務大臣

る件
右閣議に供する

一般職種別賃金決定方法に関する件案

(二二九)
(労働省)

政府に對する不正手段による支拂請求の防止等に関する法律第二條第二項の規定に依る一般職種別賃金を決定する方法を、次の通り定め、聯合軍總司令部指令第一七七五号に基き、聯合軍總司令官の査閲を求めること。

一基本方針

本年四月一日以後実施された公共事業労働者の一般職種別賃金を基礎とし、その後一般賃金水準の変動を考慮して、これを改訂すること。

但し、本年四月実施の一般職種別賃金は、本年一月の實際支拂賃金調査に依るものであるから、賃金水準の変動は一月以降のものに考慮すること。

二一般賃金水準変動の測定

一般賃金水準の変動は、総理院統計局毎月勤労統計に於ける工業平均賃金に依り一月以末末末末末末に於ける最上の資料たる七月までの賃金上昇率九〇%を用いること。

三一般職種別賃金の最高及最低

本年四月の一般職種別賃金を九〇%増加したものを、普通平均的経験に依る。

率を有する労働者に対する額とし、この額に對し上下に一五%の幅を認めること。
右の二五%は本年一月の賃金調査に於ける実勢労働者分布に基く相対的の割合
差を採用したものである。

四 手当

手当の額及支給率は従来のものであること。

五 一般請負員

一般職種別賃金標準額を標準労働量又は標準生産量で除し、商を以て一
般請負員標準とすること。

六 月額の算定

一般職種別賃金の月額は、一箇月二十日就業として算定すること。

備考

進駐軍関係労働者中労働職員に對する一般職種別賃金は、今回はこれを定
めず別途給與給事事務局に於いて決定すること。

資料二

労働省告示 (案)

労働省告示 号

法第 條第 項の規定による一般職種別賃金は次のとおりである。

昭和二十二年 月 日

労働大臣

(別紙)

一 普通程度の技能、経験又は能率を有する労働者に對する一般職種別賃金は次の通りである。

二 普通程度よりも低い技能、経験又は能率を有する労働者に對する一般職種別賃金は前号の
金額よりも低いが、前号の金額の七割五分は下らない。

三 普通程度よりも高い技能、経験又は能率を有する労働者に對する一般職種別賃金は前号の
金額よりも高いが、前号の金額の十二割五分は超えない。

四 第一号の表に掲げられぬ職業に對する一般職種別賃金は第一号の表に掲げられぬ職業に對する
例に從つて決定するものとする。

五 軍位生産量又は單位労働量に對する一般請負員標準は第一号の月額と一一般職種別賃金とを以て算定すること。

各種別賃金表

工				人夫 (A)			
日額	月額	日額	月額	日額	月額	日額	月額
105	3150	130	3900	85	2550	85	2550
85	2550	115	3450	65	1950	65	1950
85	2550	95	2850	35	1050	35	1050
115	3450	160	4800	85	2550	85	2550
85	2550	95	2850	15	450	15	450
115	3450	125	3750	85	2550	65	1950
160	4800	170	5100	125	3750	105	3150
115	3450	135	4050	35	1050	65	1950
105	3150	105	3150	35	1050	55	1650
85	2550	150	4500	35	1050	65	1950
85	2550	105	3150	35	1050	55	1650

瓦葺工		配管工		塗装工		造園工	
日額	月額	日額	月額	日額	月額	日額	月額
170	5100	170	5100	150	4500	125	3750
115	3450	115	3450	105	3150	75	2250
95	2850	105	3150	105	3150	85	2550
150	4500	145	4350	135	4050	115	3450
115	3450	105	3150	105	3150	85	2550
135	4050	115	3450	125	3750	125	3750
180	5400	120	3600	170	5100	150	4500
125	3750	105	3150	125	3750	125	3750
105	3150	95	2850	105	3150	95	2850
105	3150	105	3150	105	3150	145	4350
95	2850	95	2850	95	2850	95	2850

運送業 (海上)

貨物運送業 (沿岸)

船主		船主		水切		普通	
日額	月額	日額	月額	日額	月額	日額	月額
240	7200	110	3300	100	3000	85	2550
165	4950	75	2250	65	1950	60	1800
165	4950	75	2250	65	1950	60	1800
260	7800	120	3600	110	3300	105	3150
165	4950	75	2250	65	1950	60	1800
180	5400	85	2550	80	2400	75	2250
270	8100	125	3750	125	3750	75	2250
170	5100	85	2550	80	2400	75	2250
165	4950	75	2250	65	1950	60	1800
180	5400	85	2550	80	2400	75	2250
165	4950	75	2250	65	1950	60	1800

六

標準労働量を除いて得る内である。

次の手当は前各号にある一般職種別賃金の外に支給される。

一 時間外又は休日労働に對し、二割五分以上五割以内の割増率で算定する超過労働手当。

二 著しい重量物を取扱う作業、著しく危険な作業、著しく衛生上有害な作業。

著しく不潔な作業、荒天時、屋外作業又は深夜の作業に對し三割以内の割増率で算定する特殊作業手当。

三 役付労働者に對し三割以内の割増率で算定する役付手当。

四 前各号の外解雇予告手当、休業手当等労働基準法に定められた最低基準に基づいて支給される手当又は補償額。

一般業

1. 土木建築業

地方別	職種別	大工		瓦工	
		日額	月額	日額	月額
北海道	地方	170	2740	170	2740
東北	地方	105	2310	105	2310
関東	地方	105	2310	105	2310
東海	地方	105	2310	105	2310
近畿	地方	105	2310	105	2310
山陰	地方	105	2310	105	2310
四国	地方	105	2310	105	2310
九州	地方	105	2310	105	2310

地方別	職種別	人夫 (B)		板金工	
		日額	月額	日額	月額
北海道	地方	25	650	25	650
東北	地方	25	650	25	650
関東	地方	25	650	25	650
東海	地方	25	650	25	650
近畿	地方	25	650	25	650
山陰	地方	25	650	25	650
四国	地方	25	650	25	650
九州	地方	25	650	25	650

2. 貨物運送業 (陸上)

地方別	職種別	荷車 (車点)		荷車 (車点)		日額
		日額	月額	日額	月額	
北海道	地方	125	2750	125	2750	110
東北	地方	65	1620	65	1620	25
関東	地方	65	1620	65	1620	25
東海	地方	65	1620	65	1620	25
近畿	地方	65	1620	65	1620	25
山陰	地方	65	1620	65	1620	25
四国	地方	65	1620	65	1620	25
九州	地方	65	1620	65	1620	25

(1) 右の金額は一日につき休憩時間を除く労働時間八時間以内とするものであって且つ本告示本文第六号の諸手当を除きすべしの手当その他の賃金を含めた額である。

(2) 各地方は次の地域より成るものとする。

北海道	北海道
東北	青森県 岩手県 宮城県 秋田県 山形県 福島県
関東	栃木県 群馬県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県
東海	岐阜県 静岡県 三重県 愛知県
近畿	京都府 (京都市及び二区を除く) 滋賀県 奈良県 和歌山県 兵庫県 (伊丹市 尼崎市 西宮市 芦屋市 三田市 明石市 川辺郡 川西市 神崎郡 三木町 三木町 三木町 三木町)
山陰	鳥取県 島根県
四国	徳島県 高松市 香川県 高松市 高松市 高松市
九州	福岡県 北九州 福岡県 北九州 福岡県 北九州

昭和四年八月一日公布

京都府京都市及三訓郡、大阪府、兵庫縣、伊丹市、三木市、
西宮市、芦屋市、伊丹市、三木市、三木市、三木市、
長尾、長尾、長尾、長尾、長尾、長尾、長尾、長尾、
佐吉町、長尾町

山陰縣志

壽取縣 烏蘇縣 固山縣 廣惠縣 山口縣

四
元
從
方

懷遠縣 香川縣 廣仁縣 高和縣

九州
福

福壽縣

地方
其地

大分縣 鹿兒島縣

例次。他項に於ては一般職に別生金は次の各号によつて計算したものとする。

千葉縣松戸市 市川市 船橋市 千葉市 行徳町 南行徳町 八木浦安町 並木崎玉

川口市、浦和市、さいたま市、熊谷市、羽生市、上尾市、蕨市、大宮市、東武東上線沿線の各駅を結ぶ。また、東武東上線沿線の各駅を結ぶ。

(12) 秦之縣士歸師 北葛城 師長公 秦良亭 下和歌山 海草郡 和歌山市及心海南市

討する者は、之が及ぶ京畿地方に對する願ひを乞ふ

名倉屋中に対する讀は東海後方及び京浜方面に対する齋の相半とする。

(四) 長崎県、長崎市、市員公署に係り以外より地域へてさへくする額は福岡県及び福岡縣外
の凡れ地方に対する額の和とし、長崎市及び佐世保市人甲地とに對する額は乙地とに對
する額の一割増とする。

一般職種別賃金の決定に関する説明

二二
一一
二五
整日
獨
省

一、一般職種別賃金の意義

九月十二日附「政府諸支出の削減」に關する連合軍司令部指令(參考資料一)によれば、公共事業及び進駐軍關係業務に対して支拂はるべき賃金は、当該地域における同種業務に対して支拂はれる一般職差別賃金 (prevailing wage) と原則として同額であるべきことを規定されてゐる。

この一般職種別賃金 (Generalizing wage) とは同一時期に同一地方において通常支払はれてゐる賃金」といふ意味であつて、同指令において、この一般職種別賃金を「運合單總司令官の審査を受ける方紙にしたがつて日本政府が決定する」といふ意味は、かゝる一般職種別賃金を事實に基いて算定する單に統計調査に關する方紙といふのであつて、事實とはなれ理論的に算定された統制的賃金を意味するものではない。

從素經過

右の如き一般職種別賃金支拂の原則は今日新に命令されたものである。丁
てに昨年五月二十二日の「日本公共事業計画原則」(参考資料三)に関する 總
司令部の命令において「公共事業業務執行者に対する賃金は、右の同種事業
において行はるるものと同等たるべき」と旨が規定せられ同年九月三日「公共事業
處理要綱」(参考資料三)において「労働者に対する賃金額及び支拂方法は事
業の行はるる地方における同様の作業において普通行はるるところによる」とい
ふ旨の閣議決定されてゐる。

尚昨年十一月陸海軍定本部第四部長内閣統計局長、厚生省労働局長
及び労政局長は司令部係官に招致され右の司令部命令及び閣議決定を
嚴格に遵守すべきこと及び一般職種別賃金の統計調査に関する勧告を受けた。
右勧告に基き厚生省労政局は経済安定本部の依頼を受け一般職種別賃金
の調査決定を行ふこととなり本年一月第一回賃金調査を実施しこれに基き本
年四月より一般職種別賃金を決定し現在に及んでゐる。

尚右勧告によれば本年四月以降内閣統計局において毎月日僱労働者賃金調
査を行ひこれに基き一般職種別賃金を改訂することゝなつてゐたが、これが突

施されなはため各府縣毎に賃金調査を行つて一般職種別賃金の改訂を行ふ
とし、すでに今回の指令までに改訂せるもの二十一縣指令後改訂を申請せる
もの二十六縣に達してゐるが指令後の申請は凡て保留されてゐる。

進駐軍関係業務者の賃金は同種職業の公共事業業務者賃金の一割増とす
ることに関係方面の了解を得、本年四月以来公共事業賃金と進駐軍関係
賃金とは同時に改訂されてゐる。但し進駐軍常備職員の給与は一般
官公吏の給与水準との均衡において決定されてゐる。

三、今回の算定方法

前述の如く最近の統計調査は本年一月のものが唯一のものであるのでこれを基準として一月より七月迄の工業平均賃金の上昇率によつて推定する方法を採用した。右に依れば上昇率は九〇%であるが七月の工業平均賃金は二八三五圓であるから今回の一般職種別平均賃金は偶然に一八〇〇圓水準に一致したものである。

尚一月基準の一般職種別賃金に比し七月平均賃金は一〇・八割(三十二日稼働)でありこれの九〇%増は一八三四圓にすぎない。

次に二十五パーセントの中は本年一月の統計調査より数學的に算出したものであるが、この程度の賃金の中は今回の「政府に対する不正手段による支拂請求」の防止等に関する法律により関係上政府関係事業の国庫を「支拂」のために必要とするものと信ずる。

四、達立事業関係賃金と公共事業関係賃金との調節

今回の一般職種別賃金決定後においても関係方面の意向も斟酌し進駐軍
労務者と公共事業労務者との間には、必要ある場合は最高一ロカの差を設
け、この措置を講ずることとし、その方法としては最高額において公共事業
労務者に対する最高賃金額は、労働省告示の最高額より一ロカ低い額と
し、進駐軍労務者に対する最低額は労働省告示の最低額より一ロカ高いも
のとする。採肉係各者において指示する申し合せとなつてゐる。

尚進駐軍常備職員に対する給与については今回の一般職種別賃金の
告示はこれに触れないこととし、別途終戦連絡事務局において官吏の給与水
準との均衡を考慮して定めることとなつてゐる。

六 本案作成の概略

尚今回の案の作成に当つては、労働省が中心となり司令部関係官と折衝した
が別に経済安定本部、戦災復興院、特別調達部、終戦連絡事務局、大蔵
省、商工省、内務省、農林省、運輸省、総理府統計局等の関係係官による
委員会を非公式に作り、数次に亘り合同し共同審議を行つて来たものである。

資料一

一般職種別賃金決定の方法 (司令部提議案)

一 基本方針

土木建築業及び貨物運送業における一般職種別賃金に関する最近の且唯一の統計調査は、
本年一月厚生省によつて行はれ、本年四月一日以後実施された公共事業労務者の一般職種
別賃金決定の資料とされたものである。

従つて現在の一般職種別賃金は、右の一月基準の一般職種別賃金(第一表)を、一月以来
現在までの一般賃金水準の変動を考慮し、改訂するといふ推算によつて決定せざるを得
ない。

二 改訂の方法

総理府統計局毎月勤労統計によれば一月より七月までの期間における工業平均賃金は九〇
%増加した(第二表)。もし工業、鉱業、交通業等産業平均賃金とすれば一月より七月
までの増加率は一〇・二%であるが、新物價体系決定の基礎となつた千八百回基準と工業平
均賃金とを定めれば、此の差に鑑み、一般賃金水準の増加率として、工業平均賃金に対
する九〇%を採用する。

不、第一表に掲げると一月基準の一般職種別賃金を一率に九〇%増加したものとすべし、
但し右の一月基準一般職種別賃金は、労働省告示による加算率と同一の賃金として計算され
たものであるから、この第一一般職種別賃金は、一應平均的振替率又は能率を算する労働
者に対する額とす。

三 一般職種別賃金の概

一般職種別賃金は、能率によつて異なるべきである。然し、現在においては、改

第二表

労働者平均月収表

産業別	1 月		7 月	
	賃金	比率	賃金	比率
全産業	1,055 ¹⁹	100	2,136 ¹⁹	202
工業	967	100	1,835	190
矿业電気業及水道業	1,174	100	2,517	214
鑛業	1,224	100	2,826	231
交通業	1,216	100	2,365	194
商業	1,027	100	2,227	217

備考

1. 算定に用いた資料は総理府統計局調査毎月勤労統計による。
2. 平均月収には毎月定まつて支給する給与及び月限り支給する給子及実物給子を含む。

第三表 職種別地域別相對的四分偏差

10.31

地域	大		人		夫
	第一四分位數	第三四分位數	第一四分位數	第三四分位數	相對的四分偏差
北海道地方	36	66	21	35	25%
東北地方	30	73	22	33	20
関東地方	61	86	22	57	36
中部地方	42	68	22	31	17
近畿地方	59	97	27	47	27
中国地方	76	118	36	67	30
四国地方	48	80	23	39	26
九州地方	47	82	24	34	17
平均	37	65	23	34	19
	44	76	23	37	23

地域	土		造		工
	第一四分位數	第三四分位數	第一四分位數	第三四分位數	相對的四分偏差
北海道地方	21	36	25	45	29%
東北地方	24	33	46	58	12
関東地方	26	64	36	63	27
中部地方	29	43	37	26	32
近畿地方	31	48			
中国地方	49	87	114	138	10

山	33	43	14	23	22	22	14
西	24	40	21	22	48	28	
九	22	33	25	43	25	27	
平	25	42	25	33	52	22	

	荷	車	或				
北	18	35	32				
東	14	28	33				
南	35	39	5				
東	24	44	29				
北	61	10	3				
東	28	67	41				
南	28	42	18				
東	23	42	29				
北	15	27	29				
東	21	41	23				

備考

- 昭和二十二年一月調査の日傭労働者職種別地域別賃金階級別労働者分布表より算出した。
- 相対的百分偏差とは $100 \times \frac{Q_3 - Q_1}{Q_3 + Q_1}$ の値の事である。
 Q_1 、 Q_3 は大々パー、オミッド分位数を示す。

資料三

公共事業関係賃金と進駐軍関係賃金の調節について

進駐軍関係労働者、賃金基準は公共事業関係労働者の賃金基準より一、二%高とする。

右の表は、各地方の労働者が賃金に因しては労働省告示の最高額を最高額とし、労働省告示の最低額を最低額とする。

- (一) 進駐軍関係労働者に因しては労働省告示の最高額を最高額とし、労働省告示の最低額を最低額とする。
- (二) 公共事業関係労働者に因しては労働省告示の最高額を一、二%除して得た額を最高額とし、労働省告示の最低額を最低額とする。
- (三) 進駐軍関係労働者の賃金の中、中央とする。

三、右は政府又は地方団体、直備労働者の場合であつて、請負業者の雇傭する労働者については、労働省告示のみが直接参照するものと解する。

準表

10.25

資料四

工				工			
標準	最低	最高	標準	標準	最低	最高	標準
145 ¹⁴	110 ¹¹	215 ¹⁴	170 ¹⁴	100 ¹¹	120 ¹¹	150 ¹¹	70 ¹⁴
85	65	145	115	85	80	65	50
85	65	120	95	70	95	75	55
115	85	200	160	120	120	15	70
85	65	105	85	65	80	55	50
115	85	155	125	95	105	85	65
160	120	215	170	180	155	125	95
115	85	170	135	100	85	75	55
105	80	130	105	80	95	75	55
135	100	190	150	115	95	75	55
85	65	130	105	80	95	75	55

工				工			
標準	最低	最高	標準	標準	最低	最高	標準
150 ¹⁴	115 ¹¹	215 ¹⁴	170 ¹⁴	100 ¹¹	120 ¹¹	150 ¹¹	70 ¹⁴
115	85	145	115	85	145	115	85
95	70	120	95	70	130	105	80
145	110	190	150	115	180	145	110
115	85	145	115	85	130	105	80
125	15	170	135	100	145	115	85
180	105	225	180	105	240	190	145
185	100	170	135	100	130	105	80
135	100	170	135	100	120	95	70
145	110	170	135	100	170	135	100
85	65	120	95	70	120	95	70

貨物運送費 一般

海上

荷重量 (車馬)			荷重量 (馬車)			ウレチマンデシキマン		
最高	標準	最低	最高	標準	最低	最高	標準	最低
150	125	95	150	145	110	180	155	85
80	65	50	105	85	65	95	75	55
100	85	50	105	85	65	95	75	55
120	95	70	145	115	85	150	120	90
95	75	55	120	95	70	95	75	55
120	95	70	145	115	85	105	85	65
145	115	85	170	135	100	170	135	100
95	75	55	120	95	70	105	85	65
80	65	50	105	85	65	95	75	55
120	95	70	145	115	85	105	85	65
80	65	50	105	85	65	95	75	55

水		陸		役	
最高	最低	最高	最低	最高	最低
100	75	120	75	75	70
80	65	100	75	60	45
80	65	100	75	60	45
140	115	120	105	80	80
80	65	100	75	60	45
80	65	100	75	60	45
155	125	95	75	25	55
100	80	100	75	25	55
80	65	100	75	60	45
80	65	100	75	60	45
80	65	100	75	60	45

基本日給基

土木建築業

地方別	大		工		火		高
	最高	標準	最高	標準	最高	標準	
北海道地方	215	170	180	215	170	100	100
東北北陸地方	180	105	80	130	105	80	105
関東甲信地方	180	105	80	130	105	80	105
京浜地方	180	145	110	180	145	110	145
京浜地方	120	95	70	120	95	70	120
近畿地方	170	135	100	180	145	110	145
京阪神地方	215	170	180	215	180	135	200
山陰中国地方	165	125	85	170	135	100	145
四国地方	145	115	85	170	135	100	150
九州福岡	180	145	110	180	145	110	170
九州其の他	120	95	70	145	115	85	105

地方別	人		夫(A)		夫(B)		板
	最高	標準	最高	標準	最高	標準	
北海道地方	105	85	65	95	75	55	75
東北北陸地方	70	55	40	65	50	40	45
関東甲信地方	70	55	40	65	50	40	120
京浜地方	120	95	70	80	65	50	80
京浜地方	70	55	40	65	50	40	145
近畿地方	80	65	50	70	55	40	155
京阪神地方	180	105	80	95	75	55	225
山陰中国地方	80	65	50	70	55	40	100
四国地方	70	55	40	65	50	40	170
九州福岡	80	65	50	70	55	40	180
九州其の他	70	55	40	65	50	40	105

地方別	工業			農林		
	最高	標準	最低	最高	標準	最低
北海道地方	170	150	115	150	125	75
東北北陸地方	130	105	80	75	75	55
関東甲信地方	130	105	80	105	85	65
京浜地方	150	125	110	145	115	85
東海地方	130	105	80	120	95	70
近畿地方	155	125	75	155	125	95
京阪神地方		120	100	190	150	115
山陰中国地方	155	125	75	155	125	95
四国地方	120	105	100	120	75	70
九州福岡	120	105	100	180	145	115
九州其の他	120	75	70	120	95	70

地方別	普通			ウイスキー		
	最高	標準	最低	最高	標準	最低
北海道地方	125	100	75	150	110	85
東北北陸地方	80	65	50	75	75	55
関東甲信地方	80	65	50	75	75	55
京浜地方	140	110	85	150	120	90
東海地方	80	65	50	75	75	55
近畿地方	100	80	60	105	85	65
京阪神地方	155	125	95	170	135	100
山陰中国地方	100	80	60	105	85	65
四国地方	80	65	50	75	75	55
九州福岡	100	80	60	105	85	65
九州其の他	80	65	50	75	75	55

参考資料一

聯合軍總司令部指令

(昭和三年九月十二日付)

Alt 12001 (1255 P. 47) E SS/HI APD for 12 September 1947

東京の終戦連絡中央事務局經由
日本政府宛

政府諸支出の削減に因して

- 一、即時有効に政府の支出を削減するために次の措置を採るべきである。
- (1) 日本政府が適法に設定した生産物の価格のみが次の場合に認められ、許され或いは用いられるべきである。
- (2) 右の他の生産物の適法な価格を算出し設定する場合
- (3) 直接政府により支払われる、又は間接に請負業者或は製造業者への返済金として支払われる、又は内国産物品、為替、作業又は提供される施設に対する支払金を決定し支払う場合
- (4) 占領軍が要求する計画又は事業に用いる物資の適法な価格は、その他の計画又は事業に

用いる同様の物資に對する同一であるべきである。

(イ) 日本政府による勞務費の爲めの支出金、支拂金、及び返済金は、その勞務が直接に日本政府により雇傭される、或は請負業者、製造業者、私設會社又は公共機關によつて日本政府又は領軍の爲に計画、物品又は施設、の完成の爲に雇傭されるを問はず、勞務者が直接に受取る實際支拂賃金額と、法律の認めたる優先扶除額とを加算した金額を超過してはならない。

(ニ) 次の種類の勞務に於ては、實際支拂賃金額は、聯合軍總司令官の審査を受ける方法に隨つて当該地域に於ける同種の雇傭に對して日本政府が決定する一般の賃金と原則として同額であるべきで、且つ如何なる場合でも超過してはならない。

(一) 占領軍の勞務要求に應じて日本政府の雇傭する勞務

(二) 工事の完成、建造物の維持及びそれに隨伴する施設及び占領軍設備の運営の爲と、占領軍による「調達要求書」(P.D.)又は日本政府に當てられた覺書の結果雇はれた勞務。この種の賃銀の定率(WAGE RATE)は、(イ)の種類の額を超過してはならない。

(三) 日本政府が全部又は一部を融資した公共事業計画の完成の爲に雇はれた勞務

(イ)

勞務及び物資の運搬を除き、且水増しせず又は後條の費用請求に對する支拂を妨ぐたために日本政府によつて、支出を金主一切の活動に對する適當な監査及監督の組織が設立せられなければならない。

この覺書を實施するため、大藏省及び聯合軍總司令官の總司令部、令部、内係主昭部との間に直接の文書の往來をなすことを茲に許可する。

最高司令部代理

高級副官部 高級副官

陸軍大佐 F. M. レヴィ

参考資料

(三三)一、二

政府に対する不正手段による支拂請求の防止等に関する法律案改正

第二章第一項第二号

債金額は、職制ごとに、實際使用された員数及び事務使用當時の一般職制別債金額を超えない債金額に於る。

第二章第二項

前項に規定する一般職制別債金額は主務大臣が官報を以てこれを告示する。

第三章第一條

政府職員（法令で定める法人の職員を含む）は、左の各号の一に該当する支拂者者に対しては、第二章第二項に規定する一般職制別債金額を超えざる額を債金と支拂つてはならない。

一 適合契約の需要に應じて適合同業のために是の契約に服する者

二 公共事業（貨物）の運搬に供する全部又は一部を運搬する事業に係る支拂者

三 非運送貨物の運搬

公共事業債金に関する従来の方針について

一 日本公共事業計画原則(三三三三連合準備司令部の命令)の抜粋

八 事業計画に於て支拂はるべき報酬は定まりたるものある限り是等の同種事業に於て行はるべきと同等たるべきである

二 公共事業處理要綱(三一九三閣議決定)の抜粋

八 労働者に対する賃金支拂額及支拂方法は事業の行はる、地方に於ける同様の作業に於て並通行はる、所依ること

四 二一九三附発第百四十四号 厚生省労働局長発 各地方長官宛通牒

「公共事業の実施に伴ふ労働者配置に関する取扱要領」

「労働者就労配置」 四 賃金支拂」

公共事業に使用さる、労働者に対する賃金支拂額は当該事業の施行する、地方における同様の作業において普通支拂はる、賃金額によること

参考資料四

發第一五五號

昭和二十二年三月二十日

地方長官 殿

公共事業日傭労務者標準賃金に關する件

公共事業に於ける日傭労務者の標準賃金は昭和二十一年十二月二十一日附

経四第五 経済安定本部第四部長 通牒別添 臨時日傭労務者賃金調査

労務第六五 厚生省 労政局長

査要綱に依る調査並に標準賃金案に基き別紙の公共事業日傭労務者標準賃金調査の如く決定し、之を四月一日より実施することとなつた。尚本件に由りては関係方面とも慎重審議した結果決定したものであり、之の施行に當つては萬分注意を要するものと認められた。

別紙

公共事業日働労働者標準賃金率則

所定就業時間一日八時間以内の場合における標準日給額は別表に掲げられたるものとする。

備考

川各地方は次の地域よりなるものとする。

北海道地方 北海道

東北地方

青森県 岩手県 宮城県 秋田県 山形県 福島県 新潟県 富山県

関東甲信地方

茨城県 栃木県 群馬県 埼玉県 千葉県 山梨県 長野県

京浜地方

東京都 神奈川県

東海地方

静岡県 岐阜県 三重県 愛知県

近畿地方

京都府 大阪府 奈良県 和歌山県 兵庫県

京阪神地方

大阪府 兵庫県 京都府 奈良県 和歌山県 兵庫県 大阪府 京都府 奈良県 和歌山県 兵庫県

九州	山陰中ノ北ノ鳥取縣島根縣岡山縣広島縣山口縣 四ノ地方徳島縣香川縣愛媛縣高知縣
福岡	福岡縣
其の他	大分縣佐賀縣長崎縣熊本縣宮崎縣鹿児島縣

(2) 千葉県松戸市市川市船橋市千葉市及び行徳町並に埼玉縣川口市浦和市及び大宮市に對する標準日給額は關東甲信地方及び京浜地方に對する標準日給額の如きとする。

(3) 奈良縣生駒郡北高城郡奈良市及び和歌山縣海草郡和歌山市及び海南市に對する標準日給額は近畿地方及び京阪神地方に對する標準日給額の如きとする。

(4) 同一府縣内に於て特に標準日給額と異なる標準日給額を定める必要があるときは申請書に理由書及び資料を添附して厚生省学政局給與課に送附し厚生省及び経済安定本部の承認を得ること。緊急の必要に依り臨時に標準日給額に依り難い場合も右に準ずること。

一 所定就業時間若しくは短時間の場合は所定就業時間の割合に応じて前号の標準日給額を減額すること。但し必要がある時は左の額に對し前号の標準日給額の割込みの額を増加することを出発すること。

二 個々の労働者に對する日給額は技能経験其他の事項により標準日給額の一割の範囲内において標準日給額を超え又は下つて定めることを得ること。

三 別表に標準日給額の定められてゐない職種の賃金は標準日給額の定められてゐる職種より均衡を考慮してその日給額を定めること。

四 就業時間八時間を超えるときは八時間を起る一時間毎に日給額(特殊作業者に在つては特殊作業手当を又役付者に在つては役付手当を加へた額)の割増率を割増率割合で計算した額を支給すること。

五 左の各号の一に該当する場合の日給額(役付者に在つては役付手当を加へた額)の三割に相当する額の特殊作業手当を給すること。

六 特に危険を伴ふ高圧作業(地上十メートル以上)及び水中作業に従事する場合一個五の五以上の一量と取り、不危険作業未に従事する場合

(一) 高圧電線、高熱物、爆発物若しくは劇毒物を取扱ふ作業に入居に近接して等
す作業未だ危険な場合
(二) 風雨、雪、大霧の荒天時に屋外強行作業を止め、従事する場合
(三) 午後十時より翌日午前六時迄の間に就業する場合
(四) 後付者には次の役付手当を支給すること
二以上の作業未だを指揮監督するに就ては、日給額が三割に相当する額
一作業未だを指揮監督するに就ては、
一割 二割
一割 二割
一割 二割
(三) 本表の住居を離れて働く労働者のうち、其の他特別の場合に對する手当を支
給する必要があるときは、その都度厚生省に申請し、厚生省及び安定本部
の承認を得ること。
給員制により就業せる場合は標準作業量を遂行した場合に標準日
給額を得るが、その際に諸員、單価その他の條件を定めること。特殊作業
の場合には第六号(一)の率により單価を増加すること。
後付者には第六号(二)の率により單価を増加すること。

八八平元七五別標準の給額 (22.4.1.改訂)

地区別	職別	(大工)	(左工)	(高工)	(石工)	(土工)	(大工A)	(大工B)	(板金工)	(電気工)
北海道地方	大工	120	90	95	90	80	85	40	80	90
東北地方	大工	110	85	90	85	75	80	35	75	85
関東甲信地方	大工	100	80	85	80	70	75	30	70	80
東海地方	大工	95	75	80	75	65	70	25	65	75
近畿地方	大工	90	70	75	70	60	65	20	60	70
京阪神地方	大工	85	65	70	65	55	60	15	55	65
山陰山陽地方	大工	80	60	65	60	50	55	10	50	60
四国地方	大工	75	55	60	55	45	50	5	45	55
九州地方	大工	70	50	55	50	40	45	0	40	50

(2) 運輸取扱業

地区別	職別	(配管工)	(塗装工)	(造園工)	(土木建築)	(土木建築)	(土木建築)	(土木建築)	(土木建築)	(土木建築)
北海道地方	配管工	80	80	85	85	85	85	85	85	85
東北地方	配管工	75	75	80	80	80	80	80	80	80
関東甲信地方	配管工	70	70	75	75	75	75	75	75	75
東海地方	配管工	65	65	70	70	70	70	70	70	70
近畿地方	配管工	60	60	65	65	65	65	65	65	65
京阪神地方	配管工	55	55	60	60	60	60	60	60	60
山陰山陽地方	配管工	50	50	55	55	55	55	55	55	55
四国地方	配管工	45	45	50	50	50	50	50	50	50
九州地方	配管工	40	40	45	45	45	45	45	45	45

四三

一般職種別賃金額決定に関する閣議諒解事項

大蔵省

一般職種別標準賃金決定に関する労働省案は、政府一般職員給與水準との関係、物價体系の維持並に財政政策の見地より考へると、なお考慮を要すべき点があるので、適当な機会におき、なるべく速かに右諸点を再検討すること。

この了解の下に労働省案は決定。
大蔵省

船主の一般運賃別賃金決定の方法

二 方針

船主の一般運賃別賃金決定にあつては、海運委員会中船主連合会
所屬船主が九〇%以上の圧倒的多数を占めてゐる事情があるので、現
行船主連合会給與基準を基準とする。但し、船主連合会の現行給與
水準は、六〇〇円ベースであるので、之を八〇〇円ベースに改訂
し、之をもつて船主の一般運賃別賃金としてゐる。

三 改訂の方法

一 船主の給與は同一の技能給與を有する者へ従つて同一の本俸給をう
くる者へでも、航海中船泊中の区別、乗組下船中の区別、又は扶養家
族の有無等により相異なるが、上述の乗組下船中の場合が普通待遇で
ある平均人について、六〇〇円ベースである現行給與給與の一六分
の一八を減じて、八〇〇円ベースである改訂船主給與給與を算出する。
二 前号により算出した八〇〇円ベースと六〇〇円ベースとの差額
を現行暫定臨時加給金へ、六〇〇円ベースへの加算し改訂暫定加給

丁時加給金算定表

15.01.27

乗船中	A + B	A' - B'	出待中	乗船中
704	2871	3904	2700	4000
685	2797	3825	2640	3900
653	2666	3703	2550	3750
628	2574	3588	2460	3600
602	2463	3472	2370	3450
582	2389	3392	2310	3350
572	2352	3352	2280	3300
563	2312	3313	2250	3250
542	2237	3232	2190	3150
510	2126	3110	2100	3000
466	1981	2886	1920	2760
448	1933	2808	1860	2680
423	1814	2643	1740	2520
402	1707	2502	1650	2400
387	1637	2407	1590	2320
373	1567	2313	1530	2240
366	1530	2266	1500	2200
344	1424	2124	1410	2080
330	1328	2020	1350	2000
308	1221	1888	1260	1880
299	1150	1799	1200	1800
281	1103	1701	1140	1700
273	1102	1692	1140	1700
271	1078	1651	1110	1650
263	1054	1603	1080	1600
257	1051	1557	1050	1550
250	1030	1550	1050	1550
247	1002	1507	1020	1500
233	955	1413	960	1400
231	954	1411	960	1400
224	930	1364	930	1350
216	906	1316	900	1300

参考資料

金を決定する。

① 各本係給別一、六〇〇円ベース総収入及一、八〇〇円ベース総収入比

② 各本係給別一、六〇〇円ベース総収入比

③ 各本係給別一、六〇〇円ベース総収入比

コース総収入と1600円ベース総収入比較表

戦	戦	戦	中
B' - A'	現総収入	A' × 9/8	B' - A'
P	A'	B'	
518	5854	6586	732
508	5719	6434	715
501	5628	6332	704
487	5478	6163	685
466	5223	5876	653
444	5027	5655	628
423	4812	5414	602
409	4652	5234	582
402	4577	5149	572
392	4502	5065	563
377	4332	4874	542
356	4077	4587	510
321	3731	4197	466
323	3581	4029	448
304	3386	3809	423
287	3214	3616	402
277	3098	3485	387
267	2984	3357	373
200	2926	3292	366
244	2753	3097	344
238	2640	2972	330
111	2466	2774	308
200	2391	2690	290
193	2244	2525	281
192	2225	2503	278
148	2168	2439	271
184	2101	2364	263
181	2056	2313	257
180	2003	2253	250
172	1975	2222	247
165	1862	2095	233
164	1850	2081	231
160	1788	2012	224
156	1726	1942	216

費與(本総の三分ノ一)

別紙二

各本停給

現 本 給	1600円ベース
A' 乗船中	B' 乗船中
1000以上	501
960	487
900	466
840	444
780	423
740	409
720	402
700	392
660	377
600	356
540	331
520	323
480	304
450	287
430	277
410	267
400	260
370	244
350	228
320	211
300	200
280	193
280	192
272	188
260	184
258	181
250	180
240	172
225	165
220	164
210	160
200	156

別紙一

各本等給別4400円

現 本 給	出 勘 公	
	現 給 入	A' × $\frac{9}{8}$
	A'	B'
1100	4142	4660
1040	4062	4570
1000	4008	4509
960	3895	4382
900	3725	4191
840	3555	3999
780	3385	3808
740	3272	3681
720	3212	3614
700	3132	3524
660	3019	3396
600	2849	3205
540	2649	2980
520	2582	2905
480	2429	2733
460	2299	2586
430	2212	2489
410	2132	2399
400	2082	2342
370	1903	2196
350	1820	2048
320	1690	1901
300	1603	1803
288	1547	1740
280	1536	1728
272	1506	1694
260	1470	1654
258	1447	1628
250	1436	1616
240	1377	1549
225	1317	1482
220	1310	1474
210	1277	1437
200	1244	1400

備 考 A' 船隻運賃会費により本給 分割